

各種預金取引（および定期積金）規定集

普通預金（無利息型普通預金を含む）／貯蓄預金／通知預金

納税準備預金／総合口座／定期積金／定期預金／休眠預金

各種預金取引（および定期積金）規定集 目次

預金取引共通規定	1
普通預金（無利息型普通預金含む）規定	6
貯蓄預金規定	7
通知預金規定	9
納税準備預金規定	9
総合口座取引規定	10
定期積金規定	13
期日指定定期預金規定	14
自動継続期日指定定期預金規定	15
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	16
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	19
自由金利型定期預金規定（大口定期）	23
自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）	24
変動金利定期預金規定	26
自動継続変動金利定期預金規定	28
休眠預金等活用法に関する預金規定	30

預金取引共通規定

1. (共通規定)

本規定は当預金規定集に収納される各種預金（定期積金契約を含むものとし、預金を定期積金に読替えて適用されるものとする。）において共通して適用されるものとする。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第3条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設を断るものとする。

3. (取引の制限)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

4. (取引の停止、強制解約)

次の各項の一にでも該当し、当金庫が預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金取引（総合口座取引の貸越取引を含む。）を停止し、または解約の通知をすることにより預金口座を解約することができるものとする。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負わない。また、第1項ないし第4項の事由による解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってもらうこととする。

- (1) 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- (2) 預金口座の預金者が第14条第1項に違反した場合
- (3) 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 当金庫が預金者または取引について当金庫が定める適切な顧客管理を実施できないと判断したとき
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合
 - ① この預金口座開設申込時の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑥前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合

⑦上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(6) 各預金口座が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定に金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとする。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとする。

(7) 本条第5項により、預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出るものとする。この場合当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることができる。

(8) 当金庫が解約の通知を届出の氏名・住所にあてて発信した場合に、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとする。

5. (届出事項)

預金取引の開始にあたり、申込人は住所、氏名、生年月日等、当金庫所定の事項を届出るものとし、ご本人さまを確認できる書類を提示、もしくは提出するものとする。

また、印章を、当金庫所定の印鑑届に押印し、その印影（以下、「印鑑」という。）を届出るものとする。

6. (マイナンバーの届出)

預金者は番号法に規定される、個人番号または法人番号（以下、「マイナンバー」という。）を、所得税法、所得税法施行令および租税特別措置法等（以下「関連法」という。）に定められた預金取引および各種申込等において、関連法の定める時期、および頻度で当金庫に届出するものとし、合わせて番号法および関連法に定める本人確認資料およびマイナンバー確認資料を提示もしくは提出するものとする。

当金庫は必要なマイナンバーの届出を受けられない場合は、取引を保留もしくは断ることができる。

7. (届出事項の変更、通帳等の再発行等)

- (1) 各預金通帳・証書や届出した印章を失ったとき、または、届出した印章、氏名、住所、マイナンバー（当金庫に届出済みの場合。）その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出するものとする。この変更の届出前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫は責任を負わない。
- (2) 各預金通帳・証書または届出の印章を失った場合の預金払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または各預金通帳・証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行う。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがある。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなす。
- (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当金庫所定の手数料を徴収する。発行は、当金庫所定の手続きをした後に行う。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがある。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当金庫に届出するものとする。預金者の成年後見人等について家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届け出るものとする。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当金庫に届出するものとする。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第2項と同様とする。
- (4) 第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出するものとする。
- (5) 第1項もしくは第4項の届出の前に当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

9. (証券類の受入れ)

- (1) 預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」という。）を受入れるものとする。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充しなければならない。当金庫は白地を補充する義務を負わない。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてもらわなければならない。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱う。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を徴収する。

(6) 総合口座取引の定期預金は証券類の受入れは出来ない。

10. (受入証券類の決済、不渡り)

(1) 受入れた証券類の取扱は預金種類別に次のとおり取扱う。

①受入れた預金口座が普通預金または貯蓄預金の場合、受入店で取立、不渡返還期限の経過後、その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻は出来ない。払戻しが可能となる予定日は通帳の記入欄外に記載のとおりとする。

②受入れた預金口座が、通知預金、定期積金、ならびに定期預金各種の場合は、その証券類が決済された日を預入日とする。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金または定期積金の掛金にならない。

この場合は直ちに不渡となった旨の通知を、届出の住所宛てに発信するとともに、その金額を受入れをした預金口座元帳から引落とし（もしくは証券類の受入れ取り消し）、その証券類は証書と引き換えまたは通帳もしくは証書の当該受入の記載を取り消しのうえ、受入れた店舗で返却する。なお、返却に際して当金庫所定の手数料が必要となる。

(3) 第2項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をおこなう。

11. (預金の払戻し)

預金の払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含む。以下同様とする。）にあたっては、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることができる。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行なわない。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったものについては、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負わない。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができる。

13. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻し（以下、「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができる。

①通帳（証書）の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。

②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料、利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」という。）を前条本文にかかわらず補てんするものとする。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんする。

（3）前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳（証書）が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には適用しない。

（4）第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしない。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況について当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳（証書）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（5）当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができない。

また、預金者が当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とする。

（6）当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅する。

（7）当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとする。

14. （通知等）

第3条第8項の解約の通知を除き、届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

15. （譲渡、質入れ等の禁止）

（1）預金債権、預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできない。

（2）当金庫がやむをえないものと認めて預金債権の質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によりおこなう。

16. （保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各号の定めにより預金と預金者が当金庫に対して有する借入金等の債務を相殺することができる。なお、当該預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとする。また、当該預金に定期預金等満期日の定めのある預金の場合は、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができる。

なお、この預金が総合口座取引の貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとする。

(2) 相殺する場合には、次の手続によるものとする。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書に印鑑を押印して通帳とともに、証書の場合は所定の箇所に印鑑を押印し、直ちに当金庫に提出を行うものとする。

②前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當する。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができる。

④総合口座取引において相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當する。

(3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとする。

①定期預金等、満期日の定めのある預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用する。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとする。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとする。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとする。

ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとする。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとする。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとする。

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

1. (取扱店の範囲)

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」という。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができる。

2. (振込金の受入れ)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れる。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消すものとする。

3. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出しなければならない。

(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしなければならない。

(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とする。

4. (預入支払機での通帳による預金の払戻し)

預入支払機での通帳による預金の払戻しについては次により取扱うほか、この規定の他の条項を準用する。

(1) 原則として当金庫がキャッシュカードを発行している預金口座にかぎり、当金庫の現金自動預入支払機（以下「預入支払機」という。）を使用して、この通帳により普通預金の払戻しができる。ただし、通帳紛失または通帳盗難の届出を受けたときは、直ちに預入支払機による預金の払戻し停止の措置を講じる。

(2) 預入支払機を使用して預金を払戻すときは預入支払機に通帳を挿入し、暗証番号と金額ボタンにより操作する。この場合、払戻請求書の提出は必要ない。

(3) 預入支払機による払戻しは、預入支払機の機種により当金庫所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とする。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とする。

(4) 停電、故障等により預入支払機が停止しその取扱いができないときは前項の取扱いができない。

(5) 当金庫の預入支払機により通帳を確認し暗証番号を照合のうえ、普通預金を払戻しました場合には、通帳または暗証番号につき偽造、変造、盗用およびその他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負わない。

5. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除くものとする。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れる。

なお、利率は金融情勢に応じて変更する。

無利息型普通預金には利息をつけない。

6. (解約等)

この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出るものとする。

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができる。

2. (振込金の受入れ)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れることができる。

(2) この預口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発言による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消すものとする。

3. (解約)

この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出るものとする。

基準残高40万円型（I型）

1. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書の届出の印章（または署名・暗証）により記入押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出するものとする。

(2) 払戻し金額と次条の払戻回数超過手数料金額との合計額が預金残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）を超えるときは払戻すことができない。

2. (払戻回数超過手数料)

(1) 毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえて払戻しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、当金庫所定の払戻超過手数料を徴収するものとする。

(2) 前項の払戻し回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金から自動的に引落とすものとする。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできない。

3. (自動受取り、自動支払い)

(1) この預金口座は給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできない。

(2) この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできない。

4. (利 息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を100円として、次項の利率によって計算のうえ、毎月3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れる。

(2) この預金の利息を計算するときの基礎となる預金残高（以下、「基準残高」という。）は40万円とし、適用する利率は次のとおりとする。なお、利率は1か月ごとに変更し、新利率は毎月第1月曜日から適用する。

①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間については、当該期間における店頭掲示の「基準残高以上利率」

②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間については、当該期間における店頭掲示の「基準残高未満利率」

基準残高20万円型（Ⅱ型）

1. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書の届出の印章（または署名・暗証）により記入押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出するものとする。

2. (自動受取り、自動支払い)

(1) この預金口座は給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできない。

(2) この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできない。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を100円として、次項の利率によって計算のうえ、毎月3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れる。

(2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は20万円とし、適用する利率は次のとおりとする。なお、利率は1か月ごとに変更し、新利率は毎月第1月曜日から適用する。

- ①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間については、当該期間における店頭掲示の「基準残高以上利率」
- ②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間については、当該期間における店頭掲示の「基準残高未満利率」

通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口1万円以上とする。通帳による預入れのときは必ずこの通帳を持参するものとする。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払う。

(2) 預金取引共通規定の第3条第4項による場合を除き、この預金の解約にあたっては解約する日の2日前までに通知を必要とする。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の金額階層区分別の利率によって計算する。なお、利率は金融情勢に応じて変更する。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

(3) この預金の付利単位は1,000円とする。

4. (預金の解約)

(1) この預金を解約するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出するものとする。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出する。

(2) 解約は預金1口ごとに取扱い、その一部の解約はおこなわない。

納税準備預金

1. (預金の目的と取扱店の範囲)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができる。

2. (預金の払戻し)

(1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付に充てる場合に限り払戻しができる。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができる。

(2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出するものとする。

(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出するものとする。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続きをおこなう。ただし、取扱店で取扱うことのできない租税については納付先宛の当金庫振出小切手を渡し、それにより納付をおこなう。

(4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをおこなう。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とする。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れる。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算する。
- (3) 利率は金融情勢に応じて変更する。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかからない。

4. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下「納税貯蓄組合預金」という。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱う。

- (1) 納税貯蓄組合預金は第2条1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しが出来る。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第3条2項の場合と同様に、普通預金利率によって計算するが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかからない。

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下「この取引」という。)ができる。

- ①普通預金(無利息型普通預金を含む。以下同じ)
- ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」という。)
- ③第2号の定期預金を担保とする当座貸越

- (2) 普通預金については、単独で利用することができる。

- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱うものとする。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができる。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)および変動金利定期預金の預入れは初回3万円以上、第2回目以降1万円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除く。)、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱うものとする。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続する。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続する。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とする。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を本店に申出るものとする。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を本店に申出るものとする。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出するものとする。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続を行うものとする。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とする。

5. (預入支払機での通帳による預金の払戻し)

預入支払機での通帳による預金の払戻しについては次により取扱うほか、この規定の他の条項を準用する。

- (1) 原則として当金庫がキャッシュカードを発行している預金口座にかぎり、当金庫の現金自動預入支払機（以下「預入支払機」という。）を使用して、この通帳により普通預金の払戻しができる。ただし、通帳紛失または通帳盗難の届出を受けたときは、直ちに預入支払機による預金の払戻し停止の措置を講じるものとする。
- (2) 預入支払機を使用して預金を払戻すときは預入支払機に通帳を挿入し、暗証番号と金額ボタンにより操作する。この場合、払戻請求書の提出は必要はない。
- (3) 預入支払機による払戻しは預入支払機の機種により当金庫所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とする。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とする。
- (4) 停電、故障等により預入支払機が停止しその取扱いができないときは前項の取扱いができない。
- (5) 当金庫の預入支払機により通帳を確認し暗証番号を照合のうえ、普通預金を払戻しました場合には、通帳または暗証番号につき偽造、変造、盗用およびその他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負わない。

6. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金（但し、無利息型普通預金を除く。）の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れる。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金する。現金で受取ることとはできない。

7. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いする。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（円未満は切捨てる。）または300万円のうちいずれか少ない金額とする。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてるものとする。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてるものとする。

8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定する。

(2) この取引に定期預金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とする。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とする。

(3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とする。

②前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払う。

9. (貸越金利息等)

(1) ①貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れる。この場合の貸越利率は、次のとおりとする。

A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合、その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率

B. 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合、その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に0.50%を加えた利率

C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合、その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合、その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払うものとする。

③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払うものとする。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがある。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとする。

(3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.25%(年365日の日割計算)とする。

10. (即時支払)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払うものとする。

①支払の停止または破産、再生手続開始の申立があったとき

②相続の開始があったとき

③第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

④住所変更の届出を怠るなどにより当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払うものとする。

①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

11. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てるものとする。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払う。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行する。

(2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとする。

12. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとする。

①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとする。

また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとする。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払うものとする。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とする。

定期積金規定

1. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」という。)は、通帳(証書)表面記載の払込日に掛金を払込むものとする。払込みのときは必ずこの通帳(証書)をお差し出すものとする。

2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払う。

3. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延とする。

または、通帳(証書)表面記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息を受け入れるものとする。

4. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、通帳(証書)表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算する。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算する。

①この積金の契約期間中に通帳(証書)表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払う。

②当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をする場合および、預金取引共通規定第3条の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払う。

③この計算の単位は100円とする。

5. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日に払込まれたときは、先払割引金を通帳(証書)表面記載の利回りに準じて満期日に計算する。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行なわない。

6. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払う。

7. (解 約)

この積金を解約するときは、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印してこの通帳(証書)とともに当店に提出するものとする。

期日指定定期預金規定

〈非自動継続型〉

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以降に利息とともに支払う。

- (1) 満期日は、この預金の全部または一部について通帳（証書表面）記載の据置期間満了日（預入日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができる。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とする。

なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定するものとする。

- (2) 前記(1)による満期日の指定がない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とする。ただし、あらかじめ依頼のある場合には、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金する。
- (3) 前記(1)により定められた満期日から1か月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとする。

指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とする。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払う。

① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

通帳（証書表面）記載の「2年未満」の利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

通帳（証書表面）記載の「2年以上」の利率

- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

- (3) 本規定の第3条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位未満は切捨て。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払う。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

3. (預金の解約・書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは出来ない。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の受取欄）に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出するものとする。

自動継続期日指定定期預金規定

〈自動継続型〉

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって前回と同一の期日指定定期預金に自動的に継続する。継続された預金についても同様とする。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とする。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとする。
- (3) 継続を停止するときは、通帳（証書表面）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出るものとする。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以後に利息とともに支払う。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について通帳（証書表面）記載の措置期間満了日（預入日、または継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができる。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とする。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定するものとする。
- (3) 前記（2）により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申し出があったものとして取扱うものとする。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱う。
- (4) 前記（2）による満期日の指定がない場合は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限を満期日とする。
- (5) 前記（2）により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合、もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして取扱うものとする。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とする。
- (6) 継続停止の申出がない場合、前記（3）のこの預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記（5）により満期日の指定がなかったものとされたときは、預金の全部について、引続き自動継続の取扱いとする。

3. (利 息)

- (1) この預金の利息は継続日（解約するときは解約時に）、預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払う。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、通帳（証書表面）記載の「2年未満」の利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、通帳（証書表面）記載の「2年以上」の利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法による。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用する。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払う。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払う。この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

(5) 本規定の第4条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位未満は切捨て。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払う。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

ただし、①～⑥までの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算する。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

4. (預金の解約・書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは出来ない。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の受取欄）に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出するものとする。

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

〈非自動継続型〉

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払う。

2. (単利型)

A. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払う。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によるものとする。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払う。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができる。

a 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出するものとする。

b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金するものとする。

c 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金(以下「中間利息定期預金」という。)とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用する。

②預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、上記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払う。

③中間払利息を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払う。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

(3) 本規定の第4条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨て。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払う。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算する。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6か月以上1年未満	約定利率×50%
c 1年以上3年未満	約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6か月以上1年未満	約定利率×40%
c 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
d 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
e 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
f 2年6ヶ月以上4年未満	約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6か月以上1年未満	約定利率×40%
c 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
d 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
e 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
f 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
g 3年以上5年未満	約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6か月以上1年未満	約定利率×30%
c 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%

d	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
g	3年以上4年未満	約定利率×80%
h	4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

B. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2. A (1) 利息の規定を準用する。

(2) 中間利息定期預金の利息については原則として通帳に記載しないこととし、(証書の場合は、預金証書を発行しないこととし) 次により取扱うものとする。

①中間利息定期預金の内容については別途に連絡するものとする。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用する。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出するものとする。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出するものとする。

3. (複利型 [預入期間3年以上])

(利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳(証書表面)記載の利率(以下「約定利率」という。)によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後この預金とともに支払う。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

(3) 本規定の第4条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨て。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払う。

①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×40%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
f	2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×40%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
g	3年以上5年未満	約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6 か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6 か月以上1 年未満	約定利率×30%
c	1 年以上1 年6 か月未満	約定利率×40%
d	1 年6 か月以上2 年未満	約定利率×50%
e	2 年以上2 年6 か月未満	約定利率×60%
f	2 年6 か月以上3 年未満	約定利率×70%
g	3 年以上4 年未満	約定利率×80%
h	4 年以上5 年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

4. (預金の解約・書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは出来ない。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の受取欄）に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出するものとする。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

〈自動継続型〉

1. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、通帳（証書表面）記載の満期日に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続する。継続された預金についても同様とする。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とする。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとする。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出るものとする。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払う。

2. (預金の支払時期)

この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に支払う。

3. (単利型)

A. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（継続後の預金については、前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払う。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によるものとする。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨て。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払う。なお、預入日の2年後の応当日を満期日とし

たこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができる。

②中間払利息を差引いた利息の残高は（以下「満期払利息」という。）満期日以後にこの預金とともに支払う。

（2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱う。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するかまたは満期日に元金に組入れて継続する。

②自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱うものとする。

a 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金する。

b 中間払利息を定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は中間利払日における金庫の利率を適用する。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続する。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金する。また、満期日利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する。

④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出するものとする。

（3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払う。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算する。

（4）本規定の第5条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨て。）によって計算し、この預金とともに支払う。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算するものとする。

①預入日から1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6か月以上1年未満	約定利率×50%
c 1年以上3年未満	約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満	解約日における普通預金の利率
b 6か月以上1年未満	約定利率×40%
c 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%

- | | | |
|---|-------------|----------|
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f | 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| g | 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| c | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| e | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| f | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| g | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| h | 4年以上5年未満 | 約定利率×90% |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

B. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記3. A利息の規定を準用する。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、(証書の場合は、預金証書を発行しないこととし) 次により取扱うものとする。

①中間利息定期預金の内容については別途に連絡する。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用する。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出するものとする。

③中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書(証書の場合は、証書の受取欄)に届出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出するものとする。

4. (複利型〔預入期間3年以上〕)

(利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳(証書表面)記載の利率(継続後の預金については、前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払う。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出するものとする。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払う。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算する。

- (3) 本規定の第5条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨て。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払う。

①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×40%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
f	2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×40%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
g	3年以上5年未満	約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×30%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
g	3年以上4年未満	約定利率×80%
h	4年以上5年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

5. (預金の解約・書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは出来ない。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の受取欄）に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出するものとする。

自由金利型定期預金規定（大口定期）

〈非自動継続型〉

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払う。

2.（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払う。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によるものとする。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法で次のとおり支払う。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出するものとする。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金するものとする。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払う。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

（3）本規定の第4条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と下記②の利率により計算した利息額との差額を清算する。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第3位未満は切捨て。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率 - 約定利率 × 30%

（基準利率 - 約定利率） × （約定日数 - 預入日数）

C 約定利率 - $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書表面）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいう。ただし、Cの算式により計算した利率は0%を下限とする。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第3位未満は切捨て。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率 - 約定利率 × 30%

(基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)

B 約定利率 -
$$\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$$

ただし、Bの算式により計算した利率は0%を下限とする。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

3. (預金の解約・書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは出来ない。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の受取欄）に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出するものとする。

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

〈自動継続型〉

1. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳（証書表面）記載の満期日に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続する。継続された預金についても同様とする。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とする。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとする。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出てものとする。

2. (預金の支払時期)

この預金は、継続停止の申し出があった場合に満期日以後に支払う。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（継続後の預金については、前記1. (2) の利率。以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払う。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によるものとする。

① 預入日から満期日1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切り捨て。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払う。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払う。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱うものとする。

- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する。
 - ②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金する。また、満期日利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する。
 - ③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出するものとする。
- (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払う。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算する。
- (4) 本規定の第3条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払う。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と下記②の利率により計算した期限前解約利息額との差額を清算する。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第3位未満は切捨て。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率-約定利率×30%

(基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)

C 約定利率 -
$$\frac{\text{期限前解約利息額}}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書表面）記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入れするとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいう。

ただし、Cの算式により計算した利率は0%を下限とする。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第3位未満は切捨て。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率-約定利率×30%

(基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)

B 約定利率 -
$$\frac{\text{期限前解約利息額}}{\text{預入日数}}$$

ただし、Bの算式により計算した利率は0%を下限とする。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

4. (預金の解約・書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは出来ない。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の受取欄）に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出するものとする。

変動金利定期預金規定

〈非自動継続型〉

1.（預金の支払時期）

変動金利定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に支払う。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金および自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとする。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとする。

3.（単利型）

（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払う。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨て。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払う。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出するものとする。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金するものとする。

② 中間利払日数および通帳（証書表面）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残高を、満期日以後にこの預金とともに支払う。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

- (3) 本規定の第5条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払う。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨て。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨て。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払う。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算する。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------|
| a 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| b 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------|
| a 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| b 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| c 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| e 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

4.（複利型〔預入期間3年〕）

（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（前記2.により利率を変更したときは変更後の利率）および通帳（証書表面）記載の利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払う。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

（3）本規定の第5条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨て。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払う。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

5.（預金の解約・書替継続）

（1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは出来ない。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の受取欄）に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出するものとする。

〈自動継続型〉

1. (自動継続)

- (1) 自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳（証書表面）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続する。継続された預金についても同様とする。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金および自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとする。ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとする。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出るものとする。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払う。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日。2. および後記3. (1)、①において同様。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金および自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとする。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとする。

3. (単利型)

(利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払う。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（前記2. により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨て。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金する。
 - ② 中間利払日数および通帳（証書表面）記載の利率（前記2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、前記1. (2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出するものとする。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間利払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払う。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算する。

(3) 本規定の第5条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払う。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同様。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払う。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨て。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨て。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払う。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算する。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上3年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

4. (複利型 [預入期間 3年])

(利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の利率（前記2.により利率を更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.（2）の利率）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により支払う。満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払う。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出するものとする。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払う。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算する。

(3) 本規定の第5条1項により満期日前に解約する場合および預金取引共通規定第4条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨て。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払う。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 約定利率×40%

- | | |
|---------------|----------|
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算する。

5. (預金の解約・書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは出来ない。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書（証書の受取欄）に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出するものとする。

休眠預金等活用法に関する預金規定

1. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとする。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限る。
 - ④ 預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とする。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと（当該事由が生じた期間の満期日）
 - A 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいう。）
 - B 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限る。
 - ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと（他の預金に係る最終異動日等）

2. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになる。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができる。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができる。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任するものとする。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除く。）が生じたこと。
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限る。
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約する。
 - ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払い等業務の委託を受けていること。
 - ②預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること。
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。